

# 特定求職者雇用開発助成金(発達障害者・難治性疾患患者コース)

## 1 趣旨

発達障害者は、社会性やコミュニケーション能力に困難を抱えている場合が多く、就職・職場定着には困難が伴っている。

また、いわゆる難病のある人は、慢性疾患化して十分に働くことができる場合もあるが、実際の就労に当たっては様々な制限・困難に直面している。

このため、発達障害者及び難病のある人の雇用を促進するため、これらの者を新たに雇用し、雇用管理等について配慮を行う事業主に対する助成を行う。



## 2 内容

### (1) 対象事業主

発達障害者又は難病のある人※<sup>1</sup>を、公共職業安定所や一定の要件を満たした民間職業紹介事業者等の紹介により、継続して雇用する労働者として新たに雇い入れた事業主

### (2) 助成対象期間

1年(中小企業2年)

### (3) 支給金額

50万円(中小企業の場合 120万円)※<sup>2</sup>

※<sup>1</sup> 治療方法が確立しておらず、長期の療養を必要とし、診断に関し客観的な指標による一定の基準が定まっている疾患のある者(障害者総合支援法の対象疾病を基に設定(平成27年7月~))

※<sup>2</sup> 雇入れ後6か月経過ごとに2回(中小企業の場合は4回)に分けて支給する。

# 障害者に対する差別の禁止及び合理的配慮の提供義務について

◎ 障害者に対する差別禁止※1、合理的配慮の提供義務※2を規定【施行期日 平成28年4月1日】。

※1 不当な差別的取扱いを禁止。このため、職業能力等を適正に評価した結果といった合理的な理由による異なる取扱いが禁止されるものではない。

※2 事業主に対して過重な負担を及ぼすときは提供義務を負わない。

◎ 必要があると認めるときは、厚生労働大臣から事業主に対し、助言、指導又は勧告を実施。

## 【差別の主な具体例】

募集・採用の機会	○ 身体障害、知的障害、精神障害、車いすの利用、人工呼吸器の使用などを理由として採用を拒否すること など
賃金の決定、教育訓練の実施、福利厚生施設の利用など	障害者であることを理由として、以下のような不当な差別的取扱いを行うこと ○ 賃金を引き下げること、低い賃金を設定すること、昇給をさせないこと ○ 研修、現場実習をうけさせないこと ○ 食堂や休憩室の利用を認めない など

## 【合理的配慮の主な具体例】

募集・採用の配慮	○ 問題用紙を点訳・音訳すること・試験などで拡大読書器を利用できるようにすること・試験の回答時間を延長すること・回答方法を工夫すること など
施設の整備、援助を行う者の配置など	○ 車いすを利用する方に合わせて、机や作業台の高さを調整すること ○ 文字だけでなく口頭での説明を行うこと・口頭だけでなくわかりやすい文書・絵図を用いて説明すること・筆談ができるようにすること ○ 手話通訳者・要約筆記者を配置・派遣すること、雇用主との間で調整する相談員を置くこと ○ 通勤時のラッシュを避けるため勤務時間を変更すること など

# 全国厚生労働関係部局長会議 厚生分科会

## 《地方自治体との連携による福祉人材確保等の強化について》

### 【現状】

#### ○ 福祉人材確保対策

- ・ 人材不足が深刻化する介護、看護、保育職種を対象として、地方自治体や関係機関との連携を図りながら、担当者制を活用したきめ細かな職業相談・職業紹介、求人充足に向けた助言・指導、関係機関と連携した面接会等を実施。【福祉人材コーナー設置ハローワーク74所】

#### ○ 子育て中の女性等への就職支援(マザーズハローワーク事業)

- ・ 子ども連れで来所しやすい環境の整備、地方自治体の協力を得て収集した地域の保育サービス関連情報の提供など、子育て中の女性等が利用する際の付加価値を確保しつつ、担当者制を活用したきめ細かな職業相談・職業紹介を実施。【マザーズハローワーク21所、マザーズコーナー168所】

#### ○ がん患者等に対する就職支援事業

- ・ ハローワークに専門相談員を配置し、がん診療連携拠点病院等の関係機関と連携した出張相談や事業主向けセミナーなどの実施により、がん等の疾病による長期療養が必要な求職者に対する就職支援を実施。【事業実施ハローワーク48所】

#### ○ 自殺対策

- ・ 地方自治体が行う自殺対策事業等の実施により、求職者に対して保健師やカウンセラー等の専門家の巡回相談を行う場合、ハローワークの相談スペースの提供等を積極的に実施。

## ○ 福祉人材確保対策

来年度は福祉人材コーナーをさらに5箇所増設する予定であり、これら福祉人材コーナーを含む各分野の取組において、「福祉人材確保推進協議会」での協議などを通じて、情報共有や面接会実施など地域の実情に応じた福祉人材の確保のための連携強化を引き続きお願いしたい。

- ・ 介護・・・福祉人材センター等関係団体と連携し、「介護就職デイ」等において福祉関係就職面接会等を開催し、介護人材の確保に努めている。  
また、来年度から「福祉人材センター・ハローワーク連携モデル事業」を全国12か所(平成28年度 6か所)の福祉人材コーナーに拡充予定。
- ・ 看護・・・ナースセンターと連携し、看護師等の医療職種での就業を希望する求職者と地域の医療機関等とのマッチングを目的とした「ナースセンター・ハローワーク連携事業」を全国の福祉人材コーナーにおいて実施。
- ・ 保育・・・地方自治体、保育士・保育所支援センター等と連携し、保育士求人に対する求人充足支援等の強化や地方自治体等との連携による保育士への就職支援等を行う「保育士マッチング強化プロジェクト」を実施。  
また、1～3月に「保育士確保集中取組キャンペーン」を実施しており、保育所等の求人充足に向け連携・協力をお願いしたい。

## ○ 子育て中の女性等への就職支援(マザーズハローワーク事業)

- ・ 子ども連れで来所しやすい環境の整備、地方自治体の協力を得て収集した地域の保育サービス関連情報の提供など、マザーズハローワークならではの付加価値の確保に努めているところで、来年度はマザーズコーナーをさらに5箇所増設するとともに、仕事と子育てが両立しやすい求人の確保体制を強化する。
- ・ 特に子育て中の女性等については、居住している地域の保育所の情報を求めており、今後とも「子育て女性等の就職支援協議会」などを通じて連携を図りつつ、保育所情報など地域の保育全般に関連した情報の積極的な提供をお願いしたい。
- ・ 子育て中の潜在求職者等を対象として、地域の保育サービスの現状等に関する説明会を待機児童の多い地域等において実施しており、ご協力をお願いしたい。
- ・ 母子家庭の母等のひとり親に対して、地方自治体やひとり親への支援を行うNPO法人等の関係機関と連携した支援を実施しており、来年度は体制をさらに拡充し取組を充実させるので、ご協力をお願いしたい。

○ がん患者等に対する就職支援事業

- ・ 今年度から全国で実施しているところであるが、「がん対策加速化プラン」において本事業が「がんとの共生」のための施策として盛り込まれたことや、「働き方改革」において、「治療と仕事の両立」が柱の1つとなっていること等を踏まえ、本事業の一層の推進が求められており、来年度においては、治療と両立できる求人の確保等を推進するとともに、拠点数の拡充を図る。
- ・ 関係機関と連携した効果的な就職支援のため、「長期療養者就職支援担当者連絡協議会」への参加や本事業の周知、広報などにご協力をお願いしたい。

○ 自殺対策

- ・ 「就職失敗」を理由とする自殺者数は、ここ数年減少しているが、依然として高い水準(平成27年 230人)。<出典:「平成27年中における自殺の状況」【内閣府・警察庁】>
- ・ 各自治体が心の健康相談や多重債務の相談等を行う場合に、ハローワークにおいても引き続き、相談場所の提供、求職者に対する周知等の協力を行うため、各労働局にご相談いただきたい。

## 福祉人材確保重点プロジェクトの推進

### 事業概要

介護、看護をはじめとする医療、保育の各分野におけるサービスを担う質の高い人材の安定的な確保を図るため、全国の主要なハローワークに「福祉人材コーナー」（74箇所）を整備し、当該コーナーを中心にハローワークの全国ネットワークを活かし、福祉人材の確保に向けた取組を推進

### 取組内容

- 求職者に対する支援
  - 事業者に対する支援
  - 求職者と事業者双方への支援
- ・求職者に対する担当者制によるきめ細かな職業相談・職業紹介
  - ・事業所訪問等による求人条件見直し等の求人充足支援
  - ・セミナーや福祉分野関係事業所等の見学会の開催
  - ・地域の関係機関とのネットワークを活用した福祉分野の面接会等の開催

### 各分野での取組

- 「介護求人充足支援強化プログラム」  
介護分野への就職を希望している者はもとより、介護分野に係る資格・経験を有するものの介護分野の就職を希望しない者が同職種への就職を検討する契機となるような働きかけ、就職支援を実施。
- ナースセンター・ハローワーク連携事業  
ナースセンターとハローワークの連携により、看護師等の医療分野での就業を希望する者と地域の医療機関等とのマッチングを全国の福祉人材コーナーにおいて実施。
- 「保育士マッチング強化プロジェクト」  
「待機児童解消加速化プラン」や子ども・子育て支援新制度等に伴い、待機児童が多くいる地域を中心に保育施設の新設等が見込まれており、これまで以上に高まることが予想される保育士への需要に対応。
- 福祉人材センター・ハローワーク連携モデル事業  
福祉人材センターとハローワークの連携により、福祉分野での就業を希望する者と福祉関係施設等とのマッチングを、全国6箇所の福祉人材コーナーにおいて実施。

### 拡充内容

- 拠点の拡大  
福祉分野の就職支援を一層充実させるため、福祉人材の確保が困難な地域に福祉人材コーナーを新設(5箇所)。  
事業拠点 平成28年度 74箇所 → 平成29年度 79箇所
- 福祉人材センター・ハローワーク連携モデル事業の拡充  
モデル事業対象所をさらに拡大し、福祉人材センターとの効果的な連携による、福祉分野のマッチング機能の向上を図る。  
モデル事業対象所 平成28年度6箇所 → 平成29年度12箇所

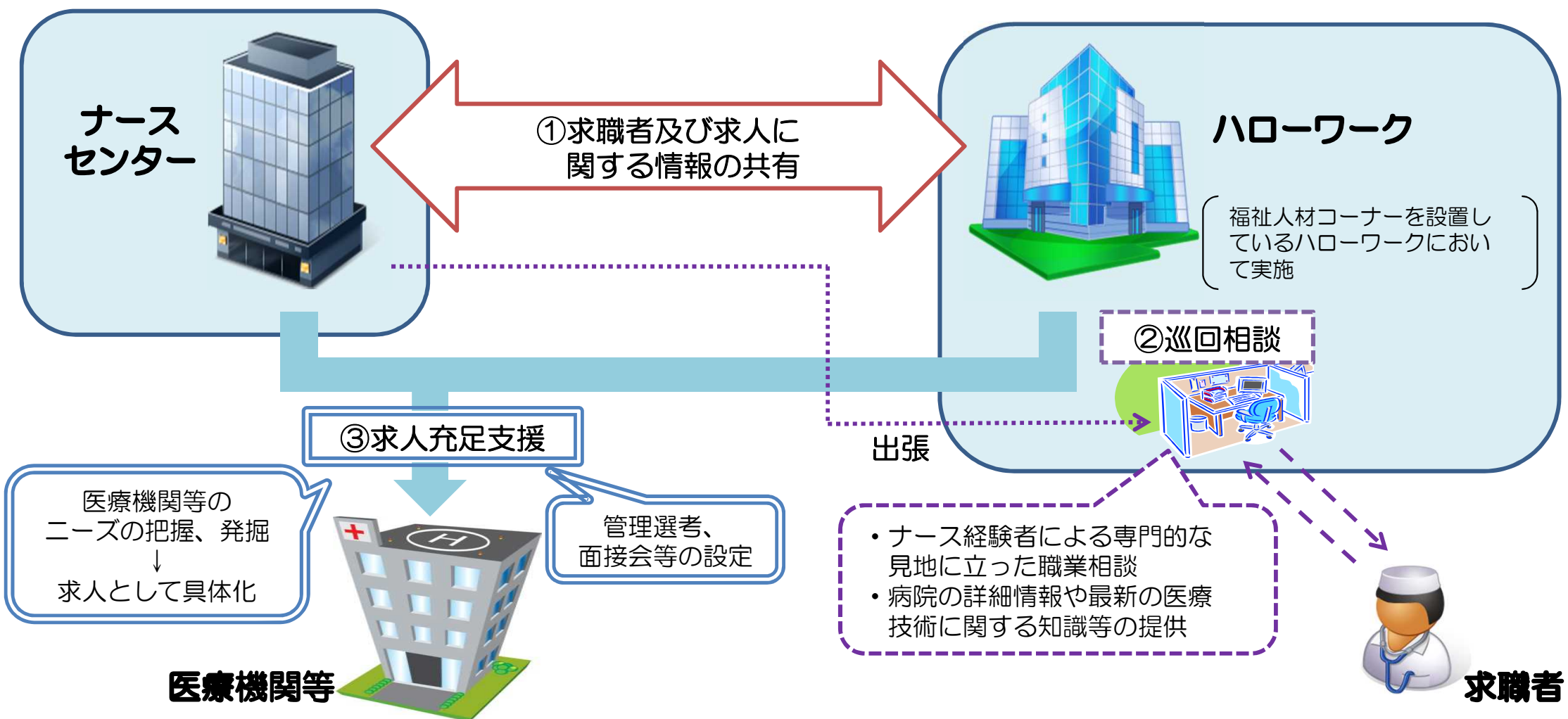


# ナースセンター・ハローワーク連携事業

○ ハローワークとナースセンターの連携により、看護師等の医療職種での就業を希望する者と地域の医療機関等とのマッチングの強化を実施。

## 【主な事業内容】

- ① 求職者及び求人に関する情報の共有
- ② ハローワークのスペースを活用したナースセンターによる巡回相談の実施
- ③ 両者の緊密な連携による、医療機関等を対象とした求人充足支援



# マザーズハローワーク事業の概要

## 拠点

### マザーズハローワーク（21箇所【平成18年度より設置】）

子育て女性等（※）に対する再就職支援を実施する専門のハローワークを、東京及び政令指定都市（一部除く）に設置。

※ 子育て女性等とは、子育て中の女性のほか、子育て中の男性、子育てをする予定のある女性を含む。

### マザーズコーナー（168箇所【平成19年度より設置】）

マザーズハローワーク未設置地域であって県庁所在地等中核的な都市のハローワークにコーナーとして設置。

## 支援サービスの内容

求職活動の準備が整い、かつ具体的な就職希望を有する子育て女性等に対する就職支援サービスの提供

#### ○ 担当者制・予約制によるきめ細かな職業相談・職業紹介等

個々の求職者の希望や状況に応じた再就職実現のための計画の策定、担当者制・予約制による職業相談・職業紹介、再就職に資する各種セミナーの実施、公的職業訓練等へのあっせん等による一貫した支援とともに、マザーズハローワークにおいて関係機関と連携しながらひとり親に対するきめ細かな相談を行う等、子育て女性等に対する網羅的・総合的な支援を実施。

#### ○ 仕事と子育てが両立しやすい求人の確保等

仕事と子育てが両立しやすい求人情報の収集・提供や、求職者の希望やニーズに適合する求人の開拓をするとともに、メール配信等により、事業所情報を提供

#### ○ 地方公共団体等との連携による保育サービス関連情報の提供

保育所、地域の子育て支援サービスに関する情報の提供や、地方公共団体の保育行政との連携による保育サービスの現状等に係る説明会の開催等

#### ○ 子ども連れで来所しやすい環境の整備

キッズコーナー、ベビチェアを設置や子ども連れでも職業相談等が行える十分な相談スペースを確保するとともに、相談中の子どもの安全面へ配慮し、キッズコーナーに安全サポートスタッフを配置

## 平成29年度の新規取組



#### ● 拠点の拡大

子育て女性等の再就職支援を一層充実させるため、支援の対象となる女性等が多数存在する地域におけるマザーズコーナーを新設(5箇所)する。

事業拠点 平成28年度 189箇所 → 平成29年度 194箇所

#### ● ひとり親に対する支援の強化

マザーズコーナーに就職支援ナビゲーター(5名)を配置し、母子家庭の母等のひとり親に対してプライバシーに配慮した相談や専門的な支援を実施する。また、地方公共団体やひとり親への支援を行うNPO法人等の関係機関と連携した支援を実施する。

#### ● 正社員への再就職やステップアップ支援の強化

マザーズハローワークに求人者支援員(21名)を配置し、正社員への再就職やステップアップにつながる両立しやすい求人の開拓を強化するとともに、大学等と連携し正社員就職のマッチング機能を充実させる。

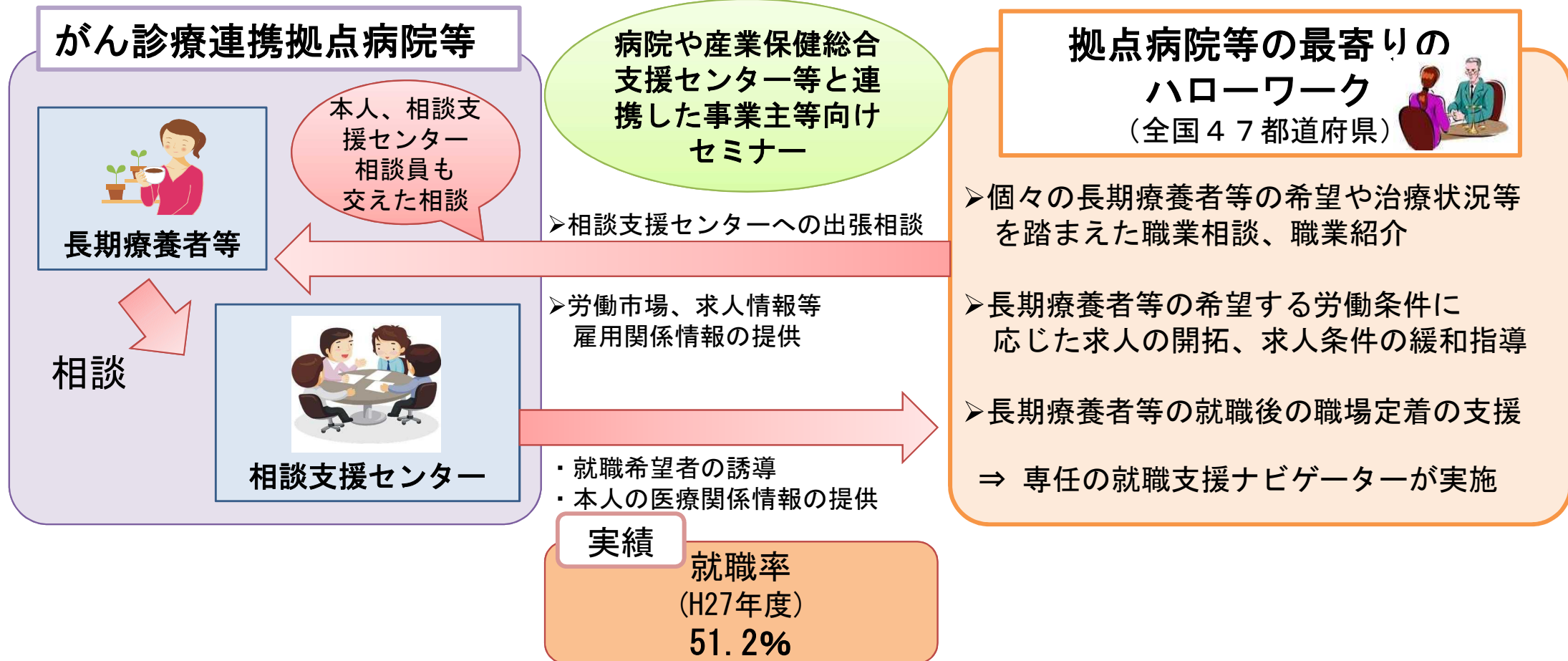
#### ● マザーズハローワークにおける雇用保険手続の体制整備

一部のマザーズハローワークにおいて雇用保険の受給手続を可能とする体制を整備し、利用者の利便性を向上させる。 29年度 6箇所



# 長期療養者等に対する就職支援事業

- 25年度から、ハローワークに専門相談員を配置し、がん診療連携拠点病院等と連携した長期療養者等に対する就職支援モデル事業を開始。
- 28年度からは、3年間のモデル事業で蓄積した就職支援ノウハウや知見を幅広く共有し、長期療養者等の就職支援について、全国で実施。
- 29年度においては、治療と両立できる求人の確保等を推進するとともに、拠点数の拡充を図る。



## 職業安定局 施策照会先一覧（厚生労働省代表電話 03-5253-1111）

施策事項(資料ページ)	所管課室	担当係	担当者	内線
生活保護受給者等就労自立促進事業(P1~P3)	就労支援室	就労支援第2係	近藤 恵	5332
障害者雇用対策について(P4~P14)	障害者雇用対策課	調整係	鶴川・石井	5724・5783
地方自治体との連携による福祉人材確保等の強化(P15~P21)	首席職業指導官室	職業紹介係	杉原・小西・宮野	5774